

又は親がわりの人、売られた年少者達のそれぞれに関係があります。特に人身売買が行われた後の年少者の労働についての制限や禁止の規定についても、年少者を保護する立場からすべての人達が深い関心を持つて頂きたいものです。

(7) 人身売買をなくすために

すべての人々が協力しましょう。

身売り防止については、関係官庁の間で対策が講ぜられています。身売りした年少者を発見した場合は、家庭にかえしたり、いろいろな事情で家庭にかえすことが適当でない場合は適当な里親をみつけて預けたり或いは児童福祉法、労働基準法などに違反する面を正したりしています。また身売り後の労働の面についても、労働基準法の正しい適用によつて保護することについても特別に気を付けています。しかし何といてもこのような人身売買が行われる前にこれを防ぐことが第一です。

所によつては今でも人身売買の風習が残つていて、子供を売ることを、親も近所の人もたいして悪いことだと考えていないような地方があります。

また知らないうちに悪い周せん人にだまされて売られるというようなこともあります。このような悪い風習や考え方をなくし、悪い周せん人を、なくさなければなりません。

一人の少年少女も不幸な身の上に落すことのないよう

に、すべての人々が協力して人身売買をなくし、明るい世の中をつくりたいものです。

発見された契約書の一例

私儀今般都合により長女〇〇なる者を貴殿方へ昭和 22 年 3 月より満 25 才までの 10 年間、貴殿の区役所に入籍致すことを一任す。依て身受金として金 3 万円を借用仕り候事実証成り、但し入籍後 3 カ年間は一切親子の面会を致さず、若し契約中に拙者に於て本人を連帯したる時は入籍の日より食費として 1 日 50 円の割合にてその費用を支払うことを約す。依て後日のためにこの契約一冊差入候。

親 権 者 〇 〇 〇 〇 ㊤

連帯保証人 〇 〇 〇 〇 ㊤

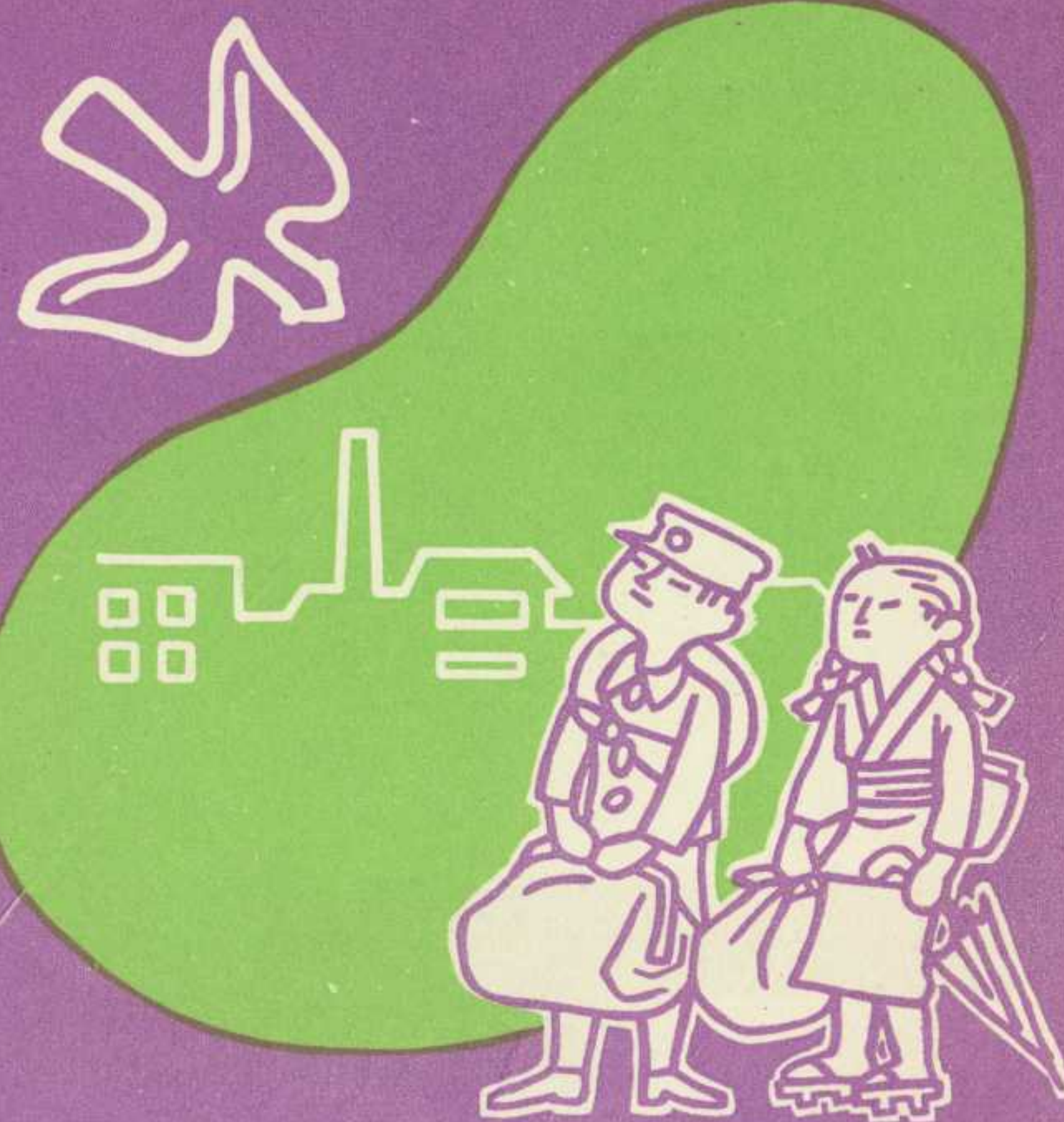
このリーフレットの増刷、転載を希望される向は
労働省婦人少年局、又は婦人少年局地方職員室に
御連絡下さい。

1951 年 4 月

東京都千代田区大手町一丁目
編集兼 労働省婦人少年局
発行人

東京都中央区入船町二ノ三
印刷所 永井印刷工業株式会社

1951 年 4 月



働く年少者が
ひとりのこらず
しあわせになるために

労働省婦人少年局
リーフレット No. 25

(1) すべての国民は人として

ととばれなければなりません。

わが国では昔から貧しい家庭の子女が家のために、他人の家に前借金で働きに行く、いわゆる人身売買が行われていました。

明治から昭和に至るまで農村の不況の際には、募集人が貧しい農家の子女を都会の工場や料理屋などに周せんすることが広く行われたことはよく知られているとおりです。

終戦後新しい憲法ができて、すべての国民は個人として尊重され、生命、自由、幸福などを求めることについての権利は、法律や政治の上で最も尊重されることになっています。

また憲法をもとにしてできた学校教育法、児童福祉法、労働基準法というような法律にも、この憲法を精神を汲み取つて、個人の人権をまもるための多くの規定が設けられています。従つて人身売買などというものは今の社会にはあつてはならないはずなのです。

しかしながら、最近の生活難につけこみ、一部の悪い仲介人などによつて、相かわらず人身売買が行われており、その数もだんだんふえている実情です。

(2) 人身売買は全国に

ひろがつています。

労働省婦人少年局の調査によると、昭和 23 年末から

24 年春にかけて 288 名、昭和 24 年 11 月、福島県矢郷炭坑の閉鎖によつて失業した坑夫の子供達が集団的に 55 名、また昭和 25 年 1 月から 6 月までに 340 名のいずれも年少者(18 才未満)が売買されています。もちろ



んこの調査に現われた数は実際の数の何分の 1 にも足りない数です。たとえば、昭和 25 年度に全国の検察庁で受理した人身売買件数は 973 名もあり、また労働基準局の報告によると、昭和 22 年 9 月から昭和 25 年 6 月までに、1,683 名も発見されているのをみても、実際にはどんなに多いかが想像されます。

人身売買事件は、初めは農村に多く発見されたのですが、近ごろでは都市に移つており、全国的にひろがっています。

身売りする者は、女や子供が多く、中には 10 才にもならない児童もあり、18 才以上では殆んどが若い女です。

(3) 人身売買の直接の原因は貧乏です

なぜこのように多くの年少者が身売りしなければならいのでしょうか。それは何といつても家庭の貧乏が最も大きな原因といえるでしょう。

調査によつて分つた 230 名の身売り年少者の親元の職業をみると、日雇人夫、失業者、貧農というような者が多く、ほとんどの家庭が、子供が極めて多いか、収入が極

めて少いかのいずれかです。中には 1 カ月の収入 1,000 円以下というものや、家族 11 人という例もあります。このような生活難のためにやむを得ずかわいい子供達を僅かな前借金で他人に売らなければならないというのが多くの場合です。



(4) 人身売買はいろいろな形をとつて行われています。

一口に人身売買といつてもいろいろの形をとつています。また人身売買という言葉そのものも必ずしも適当ではないのですが、人身売買には大体前借金と長期の契約がつきものです。売られた人たちは、契約した期間中この前借金にしばられている場合が多いのです。そこで大体契約が長期に互つていること、前借金によつてからだがしばられていること、住込みであることなどの条件が揃つているものを、いわゆる人身売買として取扱つています。したがつて契約のしかたや内容も多種多様にわた



(5) 人身売買にはひどい労働や好ましくない仕事がつきまとつています。

売られた人たちはどんな仕事をしているのでしょうか。調査によつて分つた 252 名についてみると、酌婦、特殊喫茶女給、芸妓などいわゆる接客婦となつているもの 113 名、作男、子守、下僕というようなもの 106 名、その他工員、徒弟というようなものがあります。

人身売買にはひどい労働がつきものです。最初女中ということで雇われていながら、実際には無理に接客婦にさせられたり、徒弟や工員の場合でも、労働基準法で定められた労働時間を超えて長い時間にわたつて働かされている場合もあります。

このように仕事自体が福祉上好ましくなかつたり、ひどすぎる労働であつたりする場合には、これら年少者の心身に与える影響はまことに安心できないものがあります。

(6) 人身売買はいろいろな法律に違反します。

一つの人身売買が行われると、そこには沢山の法律に違反する事柄が含まれています。また売られた後の労働の面にもいろいろな問題が残されています。ここでは労働基準法にふれる点についてのべてみましょう。

1. 使用者は乱暴したり、おどかしたりして無理に労働させたり、また前借金と賃金を棒引にすることはできません。

2. 誰でも法律で許される場合の外は他人に働く場所を世話して利益を得てはなりません。

3. 親でも子供に代つて、その子供を働かせる契約を結んだり、その子供の賃金を代つて受取つてはなりません。

4. 働く契約は 1 年以上にわたる期間について結んではなりません。

5. 満 18 才にならない年少者には酒の席でお客の相手をする仕事、旅館、料理飲食店の仕事、危険な仕事などをさせることはできません。また労働時間や深夜業などについても制限され禁止されています。

労働基準法の面だけからでも、このように沢山の規定があります。この規定をみますと、周せん人、雇主、親

